

マイナンバーを巡る諸問題と対応について

デジタル庁

2023.9.8現在

マイナンバーの紐付け誤りをめぐる一連の事案については、
国民の皆様にご心配をおかけしており、おわびを申し上げます。

マイナンバー制度の意義や今回の一連の事案が発生した原因、
総点検の現時点の状況などについて簡潔にまとめました。

引き続き、再発防止・信頼回復に向けた取組を進め、不安の払拭を図るとともに、
公的サービスの効率的な提供、国民の利便性の向上に資するよう、
その基盤となるマイナンバー及びマイナンバーカードの適切な運用、普及に努めてまいります。

1 a. マイナンバーの利便性

マイナンバー制度により、**手続の簡素化、行政事務コストの削減が実現します。**

- マイナンバーは、一人に一つ振り出された**12桁の番号**です。
- マイナンバーを活用して**行政機関の間で情報連携。オンラインで行政事務コストが大幅削減**されます。
- 国民にとっては、申請から手続完了まで**行政手続に要する期間が大幅に短縮**します。
住民票の写しや課税証明書などの添付書類の提出も省略できます（既に約2,500の手続で書類の添付が省略）。



マイナンバー（イメージ）

1 b. マイナンバーカードの利便性

さらに、マイナンバーカードにより、**オンラインでの安全・確実な本人確認が実現し、より便利になります。**

- マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが掲載されたICチップ付のプラスチックカードです。
顔が見えず、成りすましも簡単なオンラインの世界で、身元確認や本人確認の役目を担います。
- マイナンバーカードを活用することによって、
 - ・スマホやパソコンで行政手続の申請が可能になります（確定申告、引越し手続き、パスポート更新等）
 - ・役所に行くことなくコンビニで住民票や戸籍謄本を入手できます（手数料も窓口より安い）
- 銀行口座開設や住宅ローンなど、民間における手続での本人確認での利用も拡大します。
- マイナンバーカードを入手することで、オンラインで官民の様々なサービスが受けられるようになります。



マイナンバーカード
（イメージ）

2. 今回の事案（マイナンバーの紐付け誤り）が発生した理由

行政機関等がご本人からマイナンバーを取得していなかったこと、一部、手作業であったことやマイナンバーを取得せずにアナログな紐付けが行われていたことによるものです。

- マイナンバーの紐付け登録については、自治体や保険者等がマイナンバーを取得して個々人のデータと紐付けを行う必要があるところ、一部、手作業で行われていたり、マイナンバーを取得せずにアナログな紐付けが行われていたりしていました。
- 健康保険証の紐付け誤りの主な発生理由が、紐付け作業の過程で、自治体や保険者等の職員が同姓同名の別人を誤って登録したことなどによるものです。なお、健康保険証の紐付けは番号法を根拠に2017年から開始しています。

（参考）健康保険証の紐付け誤りの割合

2023年5月22日までに判明している紐付け誤りの件数：7,372件

今般の自己点検で判明した紐付け誤りの件数：（点検対象1,515万件に対して、）1,069件

※点検対象件数に対する割合 0.007%

⇒既に紐付け誤りが発生した健康保険証などについては先行して総点検を実施するとともに、それ以外の項目（データ）についても総点検に取り組めます（「3. 政府の方針」を参照。）。

3. 政府の方針（2023年8月8日、マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ）

（1）マイナンバーの紐付けに関する総点検について

- 個人情報保護の重要性を踏まえ、マイナポータルで閲覧できる全てのデータのうち、マイナンバーの紐付け方法の実態について調査しました（7月中）。これまでの紐付け誤りが、マイナンバーの紐付け方法が不適切だったことが要因であるため、7月中の調査では、マイナンバーの紐付け方法に疑念があるかを調査しました。
- 住所情報を確認していないまま紐付けを行っているなど、個別データの点検が必要な対象機関を確認しました。個別データの点検が必要な対象機関は、全自治体1,788機関（47都道府県+1,741市区町村）のうち332機関です（9月6日公表）。
- 個別データの点検の対象となった自治体等においては、原則、11月末までに個別データの点検を実施します。その際、自治体等の負担が少しでも軽減されるよう、デジタル庁では点検マニュアルや点検の支援ツールを提供します。
※なお、多くの市町村は住民基本台帳に登録されている住民についてはマイナンバーの紐付けも機械的に行われているため、主に住民登録外者が対象です。
※健康保険証については、先行的に保険者ごとに点検を行ったところ（8月8日に報告）、今後、さらに追加的に支払基金において、全数の点検を実施予定です。

（2）マイナンバーの紐付け誤りの再発防止策について

- 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化（省令改正）及びマイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定を実施予定です。
- 今後、マイナンバーの取得に際して、カードから機械で読み取るなど、マイナンバー登録事務のデジタル化を進め、できる限り人による作業が発生しないシステムの開発・普及を検討します。

(3) 国民の信頼回復に向けた対応

- 全ての被保険者が引き続き、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方に対し、資格確認書を、本人の申請によらず保険者が交付します（有効期間は5年以内で、各保険者が設定。）。
- 更に多くの国民の方々にメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のデモ体験や周知動画による広報等をさらに促進します。
- 今後、マイナ保険証の利便性の向上に向け、
 - ・ マイナンバーカードの公費負担医療の受給者証、診察券としても利用できる取組を行います
 - ・ スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を推進します

○ マイナ保険証の推進により、

- ・ 患者本人は、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を低い窓口負担で受けることができるとともに、書類提出によらずに自己負担限度額を超える支払が免除されます。
- ・ 医療機関・薬局は、問診票等による患者からの聞き取りのみならず、正確かつ効果的にデータを確認できます。
- ・ なりすましによる受診のリスクや資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少します。

4. マイナンバー活用とマイナンバーカード普及の必要性

デジタル化の遅れ、人口減少問題に直面する我が国において、公的サービスをより効率的に提供し、国民の利便性を向上させることが必要です。

この基盤となるマイナンバー活用とマイナンバーカード普及の推進が不可欠です。

○コロナ禍では、欧米諸国や台湾、シンガポール、インドなどで円滑に進む行政サービスが我が国では実現できないという事実に直面しました。いわゆる「デジタル敗戦」と言われる状況に陥っています。※ 2022年の世界デジタル競争力ランキングでは、日本は63か国・地域中、過去最低の29位でした。

具体的には、以下の事例が発生しました。

- ・紙で集計を行うことによるコロナ給付金等の給付遅れ
- ・感染者の届出をFAXで受領することによる保健所業務の逼迫
- ・接触確認アプリやワクチン接種システムにおける混乱

○同時に、我が国は人口減少問題にも直面しており、公的サービスをより効率的に提供する仕組みが必要であるところ、多様な公的サービスをデジタル処理するための基盤の整備は急務です。その基盤となるのが、オンライン手続を実現するマイナンバー・マイナンバーカードです。

自分の情報のご不安がある方へのご案内

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルでご本人の情報を確認できるので、ご確認ください。
ご不明な点は「マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）」にお問い合わせ
ください。

より詳しい情報はこちらをご参照ください

マイナンバー（個人番号）制度
マイナンバーカード



スマートフォンでの
健康保険証情報の確認方法



スマートフォンでの
公金受取口座の確認方法



マイナンバーカード関連サービスの誤登録
等の事案に関するご質問・ご不安にお答え
します

PCでの公金受取口座情報、健康保険証情報の確認方法等



マイナンバーカードの利用シーン

医療機関や薬局の受付に設置されたカードリーダーでマイナ
ンバーカードを健康保険証として利用する方法（動画）等

